

2020年12月23日

東京都知事 小池百合子殿

認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい

東京都新宿区山吹町 362 番地みどりビル 2F

理事長 大西連

Tel: 03-6265-0137 Fax: 03-6265-0307

<https://www.npomoyai.or.jp/> info@npomoyai.or.jp

年末年始期間中の生活困窮者への宿泊等の支援に関する要望

私たちは貧困問題に取り組む NPO として、生活に困窮された方々への相談・支援をおこなっています。現在、新型コロナウイルスの感染拡大やそれにとまなう経済状況の悪化、雇用環境の厳しさにより、生活困窮者が増加していることはご承知の通りです。4月以降、私たちも相談体制を強化し、緊急的に相談対応をおこなっていますが、例年の1.5倍から2倍近くの相談件数となっています。

東京都は、本年12月16日に可決された補正予算において「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業」として5億円を計上し、12月下旬から約1か月間、住まいのない生活困窮者への支援をおこなうとしています。

年末年始は、日雇いや週払いなどの仕事が切れたり、短期だったり不安定な仕事をしている人にとっては収入が途切れやすい時期と言われています。また、生活保護等の申請受付や支援の給付等をおこなう公的窓口の多くは「閉庁」してしまいます。厚生労働省は11月24日の「事務連絡」において、閉庁期間中の生活困窮者への支援について各自治体での積極的な取り組みを「依頼」しており、現時点で江戸川区が臨時で生活困窮者のための窓口を開設すると発表しているものの、都内の他の自治体の動きは不透明なままです。

以上のことを踏まえて、東京都の年末年始、特に12月29日～1月3日までの「閉庁期間」の取り組みについて、下記要望いたします。

1. 12月29日～1月3日の期間について、住まいのない方や生活費のない方への支援の窓口を毎日開設し、必要な方への宿泊や生活費等の支援をおこなうこと。また、1月4日以降の支援利用の希望がある方への継続的な支援、必要に応じた窓口へのつなぎ等を責任をもっておこなうこと。

2. 東京都の上記支援の利用にあたって、東京に滞在していた等の条件を設けたり、証拠書類の提出を求めることなく、利用希望者を一律に受け入れること。

3. 上記支援について、ホームページやSNS等で積極的に広報をおこなうこと。

以上の項目について、生活にお困りの方の実情を踏まえて、関係各局とともに検討していただくよう、お願いいたします。

以上